

平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 テンアライド株式会社
代 表 者 代表取締役社長 飯田 永太
【コード番号 8207 東証一部】
問 合 せ 先 執行役員 総務部長 大山 勝人
電 話 番 号 03-3661-0663

ストックオプションとして新株予約権を発行する件に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、使用人に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 39 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集することを必要とする理由
当社の従業員に対し、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることにより、業績の向上及び当社の企業価値の増大を図る目的で新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。
2. 当社取締役会に募集事項の決定を委任する新株予約権の内容および数の上限等
 - (1) 新株予約権の数の上限
以下(3)に定める内容の新株予約権 430 個を上限といたします。
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 43,000 株を上限とし、以下(3)①により付与株式数が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。
 - (2) 新株予約権についての払込みの要否
新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
 - (3) 新株予約権の内容
 - ①新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は 100 株とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各新株予約権の行使の目的となる株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、単に「終値」という。）の平均値に1.01を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「1株当たりの時価」とは、新株発行または自己株式処分の日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値の金額とし、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。また、「既発行株式数」とは、当社の発行済総株式数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③新株予約権の権利行使期間

平成23年4月1日から平成29年6月26日までとする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記iに定める増加する資本金等増加限度額から前記iに定める増加する

資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥新株予約権の取得事由および条件

以下の i、ii、iii、iv 及び v の議案について当社で承認された場合（株主総会決議不要な場合には当社の取締役会決議が行われた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについて当社が株主総会の決議によって、その全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案

⑦組織再編における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記①に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
前記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれかの遅い日から、前記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項

前記④に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上